

『2025年度 根本正太郎奨学金（高校入学用）』募集要項

2024年6月吉日

公益財団法人公益推進協会

1. 目的

この「根本正太郎奨学金（以下、奨学金）」は、福島県出身の故根本正太郎様の遺産を活用して設立されました。次世代を担う人材の育成を図るため、向学心がありながら経済的な理由により就学が困難な者に対し、修学上必要な学資金（給付型奨学金）を高校在学の期間、支給することで、奨学援護を行い、もって社会に有為な人材を育成することを目的とします。

なお、この奨学金は返済の義務はなく、将来の就職等についても何等の義務もありません。他の奨学金制度との併用も可能です。

2. 応募資格

現在、福島県内の中学3年生で、人物・学力共に優れ、かつ向学心に燃えているが、経済上の理由で進学が困難であり、奨学援護を希望する者。

但し、2025年4月に学校教育法による福島県内の国公立のいずれかの全日制高校に現役で進学することを条件とします。（私立高校への進学は対象外です。）

(1) 収入制限

世帯年収（両親の合計）が給与所得者の場合は500万円以内（収入金額）、給与所得者以外の場合は300万円以内（所得金額）の家庭の生徒が対象です。

3. 応募方法

募集期間：2024年6月3日～2024年8月29日（必着）

応募方法：下記書類を郵送で提出してください。

(1) 2025年度根本正太郎奨学金願書（高校入学用）

※願書は当財団ホームページ（<https://kosuikyo.com/>）よりダウンロードし、必要事項を記入してください。

(2) 成績証明書

※中学1年生と2年生の成績が証明されているもの（3年生の成績表示については求めません。）

- ・2024年6月3日以降に学校で申請を行い、発行を受けてください。
- ・成績証明書の発行遅延を理由とした、締切日以降の提出は認めません。成績証明書の申請から発行までには相応の時間を要しますので、余裕をもって手続きしてください。
- ・通信簿による提出は認めません。

(3) 本人の属する同一世帯の住民票の写し(住民票謄本)

※コピー不可・申請日の3ヶ月以内発行・本籍地及び個人番号は省略

(4) 課税証明書（全項目証明）

※2023年1月1日～12月31日までの収入内訳と所得内訳が記載されたもの

- ・両親の証明書を各1通ずつ。無収入の場合は非課税証明書を提出してください。
- ・ひとり親家庭の場合は、本人と同一世帯の父または母のいずれかの証明書1通を提出してください。

(5) 個人情報の取扱いに関する同意書（指定書式に署名・捺印）
応募関係書類（添付書類を含む）は返却しません。

4. 採用人数

2025年度の奨学生は5名程度採用します。

5. 給与期間・給与額

高等教育課程の最短修学年限の3年間（36ヶ月）を通じて、年額36万円（3年合計108万円）を支給します。

(1) 支給開始年度から毎年4月と9月に在学証明書の確認を行い、半期ごとに振り込みます。

(2) 退学や停学が判明した場合は、支給を終了します。（注1）

(3) 休学中の支給は停止し、復学後に支給を再開します。

(4) 留学中の支給は停止し、復学後に支給を再開します。

(注1) 退学・停学月以降の月数分が支給済の場合、該当部分の返納手続きが必要です。

6. 支給継続条件

次学年への進級が条件です。

(1) 毎年度4月20日までに在学証明書（4月発行・学年又は履修状況が分かるもの）及び近況報告書（様式不問）を提出する。※初年度は在学証明書のみ

(2) 毎年度9月20日までに在学証明書（9月発行）を提出する。

(3) 高校卒業時に卒業証明書及び原稿用紙1枚の作文を提出する。

7. 選考方法及び通知

当財団の選考委員会において厳正に選考し、常任理事会で奨学生候補を決定します。

2024年10月下旬を目処に申請者に対し、候補採否を文書で通知します。

なお、最終決定は高校への入学確認後（2025年4月以降）となり、奨学金の交付には高校の在学証明書の提出が必要です。

8. 奨学金の支給

入学後、指定先口座に年2回（4月と10月）に分けて（18万円ずつ）振り込みます。但し、振込手数料を差し引いた額とします。

願書等の郵送先・この奨学金に対する問い合わせ先

〒105-0004 東京都港区新橋6-7-9 新橋アイランドビル2階
公益財団法人公益推進協会 根本正太郎奨学金（高校入学用）担当
TEL 03-5425-4201 E-mail: info@kosuikyo.com
問い合わせ対応時間：平日10:00～17:00

